

ID: 305

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	加入金の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第30条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】			
第30条の規定による。 (加入金)			
第30条 加入金は、専用給水装置の新設工事又は改造工事(給水管の口径を大きくする場合に限る。次項において同じ。)をしようとする者から当該工事の申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。			
2 加入金は、次の表のとおりとする。ただし、改造工事をする場合は、当該工事後のメーターの口径に対応する金額と当該工事前のメーターの口径に対応する金額との差額とする。			
メーター口径		金額	
13ミリメートル		44,000円	
20ミリメートル		121,000円	
25ミリメートル		198,000円	
30ミリメートル		286,000円	
40ミリメートル		627,000円	
50ミリメートル		902,000円	
75ミリメートル		1,100,000円	
100ミリメートル		2,750,000円	
125ミリメートル		3,850,000円	
150ミリメートル		5,500,000円	
3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第32条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】</p> <p>第32条の規定による。 (手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき10,000円</p> <p>(2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき10,000円</p> <p>(3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1回につき500円</p> <p>2 特別の検査を行うときは、その実費額を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 上下水道部 水道課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>十和田市給水条例 第43条及び第44条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成17年条例第205号</p>		
<p>【基準】</p> <p>第43条及び第44条の規定による。</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第16条のメーターの設置、第24条のメーターの点検、第36条第1項の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第23条の料金、第30条の加入金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>第44条 詐欺その他不正の行為により、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令和6年4月1日</p>

ID: 311

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	十和田市指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成17年公営企業管理規程第15号		
【基準】			
<p>第8条の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な手段により法第16条の2第1項の指定(指定の更新を含む。第10条第1号及び第12条第1項において同じ。)を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第12条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	十和田市指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成17年公営企業管理規程第15号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日